

法務大臣 金田 勝年様

大阪拘置所の西川正勝さん、広島拘置所の住田紘一さんに死刑が執行されたことに強く抗議し、死刑制度廃止を求めます。

私たち日本キリスト教婦人矯風会は創立以来130年、平和と人権が尊重される社会の実現を願って活動を続けてきました。全ての人の命は等しく尊重されるべきであると、矯風会は死刑の廃止を求めて度々要請してきました。人の命を奪う加害者の行為は決して許されるものではありません。被害者の無念、ご遺族の悲しみ、苦しみは私たちの想像を超えるものだと思います。しかし、国家の手によって命を抹殺するという死刑によって、被害者遺族の悲しみが癒されるものではないのです。私たちの社会が罪を犯した人を排除するだけでは解決にならないのです。だからこそ世界各国は、死刑廃止を選んでいるのです。

内閣改造直前の残り少ないこの時期に、金田法務大臣が死刑を執行したことは、無責任のそしりを免れません。

西川さんは、再審請求中でした。免田さん等の無実の死刑囚が冤罪を晴らすことができたのは、繰り返し再審請求を行ったからです。金田法務大臣は再審請求をしているからと言って執行しないという考えはとらないと述べていますが、起こりうる誤判についてはどう考えるのでしょうか。死刑執行をしてしまった後では取り返しがつきません。

住田さんは岡山地裁において裁判員裁判で死刑判決を受け、翌月に自ら控訴を取り下げ死刑を確定させました。裁判員裁判が下した死刑判決が高裁で2件破棄されています。

死刑事件では、三審を受ける権利を保障し、慎重に審理されるべきところ、その機会を与えず死刑が執行されたことは容認できません。死刑制度の廃止が世界の潮流でありながら、現在にいたるも死刑存置国である日本ではなおさら、誤判、冤罪を生まない制度が必要です。

死刑制度について真摯に向き合って見直し、あらゆる意味で残虐な死刑の執行停止をしてください。死刑制度廃止を真剣に検討することを要望します。

2017年7月21日

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会